

奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う設計製作設置等業務委託に係る  
企画コンペ実施要領

## 1 目的

東京都水道局（以下「当局」という。）及び奥多摩町が共同で所管する「奥多摩 水と緑のふれあい館（以下「ふれあい館」という。）」は、「水と緑の大切さを理解していただくこと」をテーマに、小河内ダム of の仕組み、水道水源林の役割や森林の機能などについて紹介している。

しかしながら、展示物の老朽化が進んだことや、一部展示室においては開館から展示更新が行われていないことから、一部展示室の全面更新等を行う計画である。

本実施要領は、ふれあい館の一部展示室の更新にともなう展示物等の設計・製作・設置等業務を委託する最適な事業者を選定することを目的として、基本的事項を定めるものである。

## 2 施設概要

(1) 構造：鉄筋コンクリート造 地上 2 階建て

(2) 総床面積：約 1,800 m<sup>2</sup>（東京都水道局：約 1,100 m<sup>2</sup>、奥多摩町：約 700 m<sup>2</sup>）

(3) 展示施設等概要

屋外施設案内板 1 か所

1F 「ふれあい広場」191.93 m<sup>2</sup>、「水のふるさと」167 m<sup>2</sup>、「水が生まれる」168.94 m<sup>2</sup>、「水が集まる」167 m<sup>2</sup>

中 2F 「水が輝く」168.94 m<sup>2</sup>、「水が広がる」168.94 m<sup>2</sup>

2F「パノラマショップ」168.94 m<sup>2</sup>、「パノラマレストラン」168.94 m<sup>2</sup>

(4) 開館日：平成 10（1998）年 11 月 27 日

(5) 休館日：水曜日（水曜日が休日の場合は翌日）及び年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）。

## 3 企画コンペの対象となる委託業務の概要

(1) 件名

令和 5 年度：奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う設計等業務委託

令和 6 年度：奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う製作設置等業務委託（予定）

(2) 契約期間

令和 5 年度の契約期間は、契約締結の翌日から令和 6 年 3 月 22 日までとする。

また、令和 6 年度の契約期間は令和 6 年 4 月 1 日（予定）から令和 7 年 3 月中旬までとし、履行期間の詳細については別途定める。

(3) 更新箇所

詳細については、申込があった事業者に対し別途提供を行う。なお、各展示室の壁面及び天井等にアスベストは含まれていない。

- ア 屋外施設案内板
- イ 展示室 全面更新（展示室出入口看板更新も含む）
  - ・「水が集まる」 167 m<sup>2</sup>
  - ・「水が広がる」 168.94 m<sup>2</sup>
- ウ 展示室 出入口看板更新
  - ・「水のふるさと」、「水が生まれる」、「水が輝く」、「パノラマショップ」及び「パノラマレストラン」
- エ 展示室 館内案内板更新
  - ・「ふれあい広場」
- オ 順路表示の新規設置
  - 各展示室をつなぐ順路表示の新規設置

(4) 予算額（予定）

- ア 令和5年度予算
  - 28,600千円（税込）を上限とする。
- イ 令和6年度予算
  - 286,000千円（税込）を上限とする。

(5) 業務内容

各年度の委託業務の内容は以下のとおりである。

ア 令和5年度業務

(ア) 展示室更新計画・企画業務

- ・展示室のゾーニング及び動線計画
- ・展示手法の検討、展示計画の作成
- ・展示更新を行う上で必要となる調査
- ・展示更新を行う上で必要となる資料及び映像収集
- ・展示更新を行う上で必要となる撮影

(イ) 展示設計業務

- ・上記（ア）を踏まえた各展示室の内装、展示物、模型造形、映像音響システム、電気照明等の各種設計
- ・製作を行うグラフィックのレイアウト図の作成
- ・次年度に編集製作を行う映像・音響ソフトのシナプシス（放映映像の概要やあらすじがわかるもの）作成
- ・次年度製作設置を行うにあたり必要となる設計図書類の作成

イ 令和6年度予定業務

展示製作・設置・監督業務

- ・展示更新を行う上で必要となる調査
- ・展示更新を行う上で必要となる資料及び映像収集
- ・展示更新を行う上で必要となる撮影
- ・映像の編集
- ・製作、設置工程表の作成
- ・更新を行うにあたり必要となる内装、電気照明等設置作業
- ・展示物の製作・設置作業

- ・既存展示物等の補修、撤去、廃材処分
- ・施工管理
- ・展示物取扱方法等の説明、マニュアル作成

#### 4 基本方針

##### (1) 対象・来館者層

子供から大人、高齢者まで含めた幅広い年齢層を対象とする。また、パノラマショップ、パノラマレストラン等を目的とした一時来館者も併せて対象とする。

##### (2) 更新にあたっての基本事項・条件

- ア 多様な世代・用途に偏りなく訴求する展示内容・展示手法とし、ユニバーサルデザインや多言語化への配慮を行うこと。なお、多言語とは日英中韓を基本とし、翻訳言語を母国語とする者が翻訳チェックをすること。
- イ 来館者を引き付ける斬新なアイデアを盛り込んだ魅力ある提案をすること。
- ウ 一時来館者からじっくりと知識を深めたい来館者まで、それぞれが楽しめる提案をすること。
- エ 特に、子ども（小学生を中心とする）の学習ツールとなるコンテンツを作成すること。製作にあたっては子どもの意見や視点を取り入れること。
- オ 展示物の設置作業計画及び設置作業・施工管理について、開館時に作業を行う場合は来館者の安全に配慮した提案をすること。
- カ 各展示室にアテンダントが常駐しないことを考慮したうえでのコンテンツを提案すること。
- キ メンテナンスが容易となるような提案をすること。
- ク 既存展示室との展示イメージを合わせるよう心がけること。
- ケ 展示室名（「水が集まる」「水が広がる」）を変更することは可能である。
- コ 内装や什器などに、積極的に木材を利用した方法を採用すること。また、多摩産材の使用に努めるものとする。あわせて、国産木材の利用拡大の観点から、大規模に木材を使用する場合や、多摩産材の供給の不足が見込まれる場合等は、国産木材についても積極的な使用に努めるものとする。
- サ 衛生面や感染症への配慮も行うこと。

#### 5 更新にあたり取り入れる企画内容

##### (1) 各案内板の更新

- ア 屋外に設置されている施設案内板については、更新後の展示室の写真とともにより親しみやすい看板に更新すること。なお、景観には配慮すること。
- イ 各展示室の出入口看板については、分かりやすく興味を持たせるように更新すること。ただし、館内全体として統一感のあるものとする。

##### (2) 館内案内板の更新及び順路表示の新規設置

- ア 一時来館者を上階の展示施設に誘導するために、分かりやすい館内案内板を更新すること。
- イ 各展示室へと誘導する分かりやすい順路表示を壁面に設置すること。但し、安全に配慮したものとする。

##### (3) 展示室「水が集まる」

・展示室「水が集まる」及び展示室内テーマ名「森の四季」、「ダムシアター」については、名称及び展示室内のレイアウトを変更することは可能である。

・展示室のテーマは「水道水源林の四季」と「ダム役割、仕組み」とし、本テーマを踏まえたうえで全面更新を行うこと。

ア 現テーマ名「森の四季」

- ① 既設展示物は全て撤去すること。
- ② 水道水源林の四季の移り変わりや、森の生き物など、水道水源林の自然の豊かさを映像やデジタル技術で積極的に活用した展示手法とする。
- ③ 更新にあたっては、必ず水道水源林の四季の映像を新たに撮影すること。

イ 現テーマ名「ダムシアター」

- ① 現在ダムシアターで放映している映像については、ダムに特化した内容の映像に必ず更新を行うこと。
- ② シアター前面にあるガラス面は全て撤去し映像を見やすくすること。
- ③ 既設展示物である小河内ダムのジオラマについては、既存の位置のまま活用を行うことやレイアウト変更して活用することは可能である。あるいは撤去し新たな展示物を設置することも可能である。

(4) 展示室「水が広がる」

ア 展示室「水が広がる」の名称を変更することは可能である。

イ 展示室のテーマは「水道水源林の役割・水源の森づくり」とし、本テーマを踏まえたうえで全面更新を行うこと。

ウ 既設展示物を全て撤去し、水道水源林の役割や水源林保全のための仕事などを分かりやすく示すコンテンツを設置すること。

エ 体験型のコンテンツを設置することを必須とし、幅広い世代に魅力ある多様な展示手法を展開すること。

## 6 企画提案の応募資格

応募する事業者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 東京都における令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目120「催事関係業務」に登録があること。
- (2) 過去10年間（平成24年度から令和3年度）に、国または地方公共団体が発注した展示面積530㎡以上の科学館・博物館等の設計委託業務及び製作設置業務委託に関する契約を締結し、履行した実績を有すること。なお、この場合の契約実績は元請実績とし、設計委託業務と製作設置業務は別案件でも可とする。

## 7 応募方法

応募者は、令和4年11月11日（金曜日）正午までに、「奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う設計製作設置等業務委託に係る企画コンペ参加申込書（以下、「申込書」という。）」に必要事項を記載し、メールの件名に、コンペへの参加申込であることを明記したうえで、下記提出先のメールアドレス宛に申込書を提出し、担当者へ電話連絡するものとする。なお、電話連絡の受付時間は東京都の休日に関する条例（平成元年条例第10号）第1条1項に定める休日を除く日の平日の9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする。

また、応募する際には、申込書と併せて令和3・4年度東京都物品買入れ等競争入札参加者資格受付票の写し（1部）及び本要綱6（2）に記載の契約実績が分かるものを提出すること。なお、参加可否については受付けた日の翌日から3営業日以内に申込書に記載されたメールアドレス宛に回答する。

〈提出先〉

東京都水道局浄水部管理課（企画総括担当） 担当 宮本・山平

電話：03-5320-6437

メールアドレス：S3000006@section.metro.tokyo.jp

## 8 現場確認

参加者は現地での見学会に参加することが可能である。現場見学の際は、天井点検口や各展示室のバックヤードの確認が可能である。見学希望者は、申込書にその旨記載すること。日時は令和4年11月15日（火曜日）から令和4年11月18日（金曜日）までのいずれかとし、当局が別途希望者ごとに日時を指定する。なお、当日質問は一切受け付けない。また、バックヤードを見学しない展示室の見学は、休館日以外自由に見学することができる。

## 9 質問受付

本企画提案募集についての質問をする場合は、以下の要領で受け付け、回答は令和4年12月2日（金）までにすべての参加者に対して申込書に記載されたメールアドレス宛に送付する。

### (1) 受付期間

令和4年11月21日（月）午前9時00分から令和4年11月25日（金）午後5時00分まで

### (2) 受付方法・受付先

「7 応募方法」に記載のメールアドレスで受け付ける。なお、メール件名に「奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う設計製作設置等業務委託に係る企画コンペ質問事項」と記載すること。

## 10 企画提案書等の提出

参加者は次の通り提案書等を提出するものとする。

### (1) 提出物及び提出部数

ア 提案書 10部（うち8部は社名及び社名を連想させるものを記載しないこと）

なお、提出資料に係る言語は、日本語とする。

イ 提案書のPDFデータ（社名のないもの）をすべて収録したCD-R 1枚

### (2) 提出期限

令和4年12月21日（水曜日）午後3時まで

期限内に全ての提出物のない申込者については、本コンペを辞退したものとみなし、期限を過ぎて持ち込まれた提出物については一切受領しない。なお、郵送の際は必着とすること。

### (3) 提出方法

下記提出先まで直接持参又は郵送すること。持参の場合は、東京都の休日に関する条例（平成元年条例第10号）第1条第1項に定める休日を除く日の午前9時から正午及び午後1時30分から午後5時までとする。なお、最終日は午後3時00分までとする。

(4) 提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 22 階北

東京都水道局浄水部管理課（企画総括担当）担当 宮本・山平

※表紙には「奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う設計製作設置等業務委託に係る企画コンペ書類在中」と記載すること。

(5) 提案書の様式など

様式は A4 判（縦横自由）とし、縮尺が 100 パーセントの状態では文字は 11 ポイント程度を標準とする。ただし、図表に使用する文字は例外とする。（見易さについては十分配慮すること。）

表紙の次ページに目次を使用し、各項目の該当ページを明記した目次をつけること。また、装丁は環境に配慮した簡易なものとし、ステープラー又はダブルクリップ留めとする。

(6) 提案書の内容

各参加者ともに企画案は 1 つとし、提案書には以下の内容について必ず示すこと。なお、指示のない事項についての企画及び提案を記載することは妨げない。

ア 提案書件名

奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う設計製作設置等業務委託に係る企画コンペ

イ 提案書の内容

(ア) 展示の基本的な考え方や展示室ごとの展示のテーマ及びポイント（2 枚以内）

(イ) 全面更新を行う展示室（「水が集まる」「水が広がる」）ごとの展示内容及び展示手法（各展示室ごと 3 枚以内）

(ウ) 全面更新を行う展示室ごと（「水が集まる」「水が広がる」）の展示機器更新サイクル（1 枚以内）

(エ) 各案内板や館内案内板、順路表示等の展示内容及び展示手法（2 枚以内）

(オ) 年度ごとの作業実施スケジュール及び業務実施体制（2 枚以内）

全面閉館して作業を行う場合は、おおむねの作業予定日程を記載すること。

(カ) 同種・類似業務の実績（代表的なもの 5 件以内 2 枚以内）

(キ) 年度ごとの見積書（1 枚以内）

本要綱 4・5 や仕様書（案）に示した業務内容を受託する場合の見積額について、年度ごとの人件費、事業費、管理費、消費税等の項目ごとに積算根拠が分かるものを付して示すこと。なお、見積額は各年度ともに本要綱 3（4）に記載の予算額の範囲内であること。

(7) 提案書作成上の留意点

提案書の作成に当たっては、本要綱 4・5 や仕様書（案）の内容を十分に反映した提案に努めること。また、企画の提案の実施に当たり以下の内容が必要な場合は提案書に明記すること。

(ア) 国家資格等が必要な場合

(イ) 特許を使用する場合若しくは第三者の権利に係る著作物を利用する場合

## 11 審査会

審査会は委員長を含む過半数の委員又はその代理の出席をもって開催する。なお、新型コロナウイルス感染症対策等の事由により委員が審査会に立ち会うことが困難な場合には、web 会議システム等を利用した出席を可能とする。

### (1) 日時

令和5年1月16日（月）（予定）

### (2) 場所

東京都庁第二本庁舎（予定）

審査会の日時や会場が変更となった場合や詳細については、提案書提出後、申込のあったメールアドレス宛に当局より別途通知する。

### (3) 企画案の説明

ア 審査時間は1社あたり20分程度とする（説明15分以内、質疑応答5分程度）。

イ 審査会への出席は各社3名以内とする。

ウ 企画案の説明は日本語で行うこと。

エ 説明は、上記「10 企画提案書等の提出」で提出した社名等のない提案書のみとし、提出されたもの以外の追加資料（動画アニメーション・模型・プレゼンボード等）の持込は一切認めない。

オ プロジェクター及びスクリーン、モニター等は当局が用意するが、説明に使用するパソコンは参加者が用意すること。プロジェクターの接続端子はRGB又はHDMIを用いること。またモニターの接続端子はHDMIを用いること。

カ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の事由により、参加者が審査委員会へ出席することが困難場合は、web 会議システム等を利用した企画案の説明を可能とする。その場合は、事前に「15 問合せ先」へ申し出ること。

## 12 審査基準

次に掲げる項目について審査し当局の意図に最も適した企画提案を特定（採用）する。

(1) 現状の課題を的確に把握したうえで、明確なコンセプトを提示しているか（10 提案書の内容（ア））

(2) 展示物の展示手法は魅力的かつ幅広い年齢層に受け入れられ、特に子供の視点を取り入れているか（10 提案書の内容（イ））

(3) デジタル技術を活用したアイデアが含まれているか（10 提案書の内容（イ））

(4) 体験型コンテンツをはじめとした多様な展示手法になっているか（10 提案書の内容（イ））

(5) 維持管理が容易で機器類の更新が行いやすいか。（10 提案書の内容（ウ））

(6) 各案内板や館内案内板、順路表示等のデザイン及び手法は興味を引く分かりやすいものとなっているか（10 提案書の内容（エ））

(7) 安全性や耐久性、衛生面が配慮されているか。（10 提案書の内容（イ）（エ））

(8) 内装や什器などに積極的に木材を利用しているか。（10 提案書の内容（イ）（エ））

(9) 実施スケジュールや実施体制が妥当であるか。（10 提案書の内容（オ））

(10) 同種又は類似業務の実績や経験を本業務に活用できるか。（10 提案書の内容（カ））

### 13 採点方法・特定方法

- (1) 「12 審査基準」に基づき 5 段階で評価する。  
(非常に優れている：5 点、優れている：4 点、普通：3 点、やや不十分：2 点、不十分：1 点)  
なお、重視する項目については点数を倍加して計算する。
- (2) 上記(1)の合計得点で最高得点を得た企画提案を特定する。なお、最高得点の企画案が 2 つ以上あるときは、委員長の決するところによるものとする。
- (3) 特定（採用）又は非特定（不採用）については、審査後 7 営業日以内に書面により通知する。

### 14 その他

- (1) 令和 5 年度の具体的な委託業務の内容については、別添仕様書（案）を参照すること。なお、仕様書については、最優秀企画として特定された提案を基に、委託者が作成する。
- (2) 応募に係る費用はすべて応募者負担とし、当局は一切費用を負担しない。
- (3) 提出物はすべて返却しない。
- (4) 選定された企画提案の提出物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の定める権利を含む。）については、当局に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- (5) 企画提案の実施にあたり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合には、当該著作物に係る一切の権利処理は、選定された事業者の費用及び責任において行うものとする。
- (6) 審査の結果、すべての提案を採用しない場合がある。
- (7) 企画提案の内容は、最も評価の高かった企画提案の特定を目的としたものであり、契約締結に際し、当局は当該企画提案の一部について予算内で修正して実施し、又は、その全部を実施しないことができる。
- (8) 審査内容の質問については、一切応じない。
- (9) 詳細については、当局の指示に従うこと。

### 15 問合せ先

〒163-8001

東京都水道局浄水部管理課（企画総括担当） 宮本・山平

電話番号：03-5320-6437

メールアドレス：S3000006@section.metro.tokyo.jp